

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|--------------------------|
| 13 | 芦別市 健康増進事業に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

芦別市は、健康増進事業関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

芦別市長

公表日

令和3年6月30日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称 | 健康増進事業に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>本事務は、健康増進法(平成14年8月2日法律第103号)に基づき、健康教育、健康相談、訪問指導、各種健(検)診など市民の健康増進のために必要な事業を推進するために行う事務であり、事務の流れは種類によって若干異なるが、利用申込、事業対象であることの確認、受診券の発行、事業の提供、事後指導、結果管理である。</p> <p>番号法においては、別表第一項番76に基づき、健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務に個人番号を用いることとなり、本市は、健康増進法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <ul style="list-style-type: none">・各種健(検)診の実施対象者の把握・特定健診の実施及び結果の管理・各種がん検診の実施及び結果の管理・健康教育・相談の実施・訪問指導の実施・その他の健康推進に必要な事業 |
| ③システムの名称 | 健康管理システム、中間サーバ、団体内統合宛名システム |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 健康管理ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | <p>①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条(利用範囲)別表第一項番76</p> <p>②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第54条</p> <p>③芦別市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 ・第4条(個人番号の利用範囲)別表第2項番9</p> |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | — |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 芦別市市民福祉部健康推進課 |
| ②所属長の役職名 | 健康推進課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 芦別市(市民福祉部健康推進課) 〒075-8711 芦別市北1条東1丁目3番地 0124-27-7365 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 芦別市(市民福祉部健康推進課) 〒075-8711 芦別市北1条東1丁目3番地 0124-27-7365 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1,000人以上1万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和3年4月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和3年4月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|------------------------------|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○] 委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○] 提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|-------------------|--|--|------|-----------|
| 平成28年5月1日 | I-3-② 法令上の根拠 | ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条(利用範囲)、別表第一項番76 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令 で定める事務を定める命令 (平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第54条 | ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条(利用範囲)、別表第一項番76 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令 で定める事務を定める命令 (平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第54条 ③芦別市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 ・第4条(個人番号の利用範囲)別表第2項番9 | 事後 | |
| 平成28年5月1日 | I-4-① 実施の有無 | 未定 | 実施しない | 事後 | |
| 平成28年5月1日 | I-5-② 所属長 | 健康推進課長 本間 広子 | 健康推進課長 名取 美智代 | 事後 | |
| 令和1年6月28日 | 5. 評価実施機関における担当部署 | 健康推進課長 名取 美智代 | 健康推進課長 | 事後 | 様式変更による |
| 令和1年6月28日 | IV リスク対策 | | 項目の追加 | 事後 | 様式変更による |
| 令和2年6月30日 | II しきい値判断 1.対象人数 | 平成27年1月1日時点 | 令和2年4月1日時点 | 事後 | 再実施による |
| 令和2年6月30日 | II しきい値判断 2.取扱者数 | 平成27年1月1日時点 | 令和2年4月1日時点 | 事後 | 再実施による |
| 令和3年6月30日 | I-7 請求先 | 芦別市(市民福祉部健康推進課) 〒075-8711 芦別市北1条東1丁目3番地 0124-22-2111 | 芦別市(市民福祉部健康推進課) 〒075-8711 芦別市北1条東1丁目3番地 0124-27-7365 | 事後 | 再実施による |
| 令和3年6月30日 | I-8 連絡先 | 芦別市(市民福祉部健康推進課) 〒075-8711 芦別市北1条東1丁目3番地 0124-22-2111 | 芦別市(市民福祉部健康推進課) 〒075-8711 芦別市北1条東1丁目3番地 0124-27-7365 | 事後 | 再実施による |
| 令和2年6月30日 | II しきい値判断 1.対象人数 | 令和2年4月1日時点 | 令和3年4月1日時点 | 事後 | 再実施による |
| 令和2年6月30日 | II しきい値判断 2.取扱者数 | 令和2年4月1日時点 | 令和3年4月1日時点 | 事後 | 再実施による |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |